兵庫県公報

平成23年12月20日 火曜日 第 2348 号

発 行 人兵 庫 県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 律に基づく指定医療機関の指定(社会援護課)	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出(同)	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定(同)	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止及び休止の届出(同)	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定(同)	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出(同) ····································	5
○ 土地改良区役員の退任の届出(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○ 工地域及区域質の返出の帰出 (最地登場株) ○ 保安林の指定の解除予定 (豊かな森づくり課) ····································	6
○同 上(同)	6
○ 旧	
○同 上(同)	6
	7
	7
	7
	8
○ 保安林の指定の解除予定通知 (同) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
○ 保安林の指定施業要件の変更(同)	9
○同 上(同)····································	9
〇同 上 (同)	9
〇同 上(同)	10
○ 公共測量を実施する旨の通知(契約管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
○ 篠山都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水道課)	10
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出(市街地整備課)	11
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可(同)	11
公告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い(管財課)	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(都市計画課)	13
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要(淡路県民局)	14
○ 落札者等の公示(県立大学)	14
病院局公告	
○ 入札公告(県立尼崎病院)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
○ 同 上(県立こども病院)	17
選挙管理委員会告示	
	10
○ 漁業法に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数 ···································	19
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 ····································	19
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	20
内水面漁場管理委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	21
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
○ 技能検定員審査の実施	23

告示

兵庫県告示第1303号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
アンサー調剤薬局	明石市二見町東二見瀬戸田1356―2 セントラルビル1F	株式会社リッチフィールド	平成23年10月1日
のとはら歯科医院芦屋診療 所	芦屋市公光町11―7 倉内ビル2F	能登原 靖 宏	同 年11月1日
ひらせ歯科クリニック	伊丹市中央1-3-1	平瀬治郎	同 年9月1日
べにや薬局	宝塚市売布2-5-1	株式会社宝塚べにや	同 年4月19日
ひろなか歯科クリニック	同 市平井1-6-1 アザリア山本1F	廣 中 智	同 年11月1日
李クリニック	同 市小林5-9-95	李 潤 相	同 月9日
ヤクエイ多田調剤薬局	川西市多田桜木 2 — 3 — 28 リバーサイド 岡田ビル 1 F	株式会社タカラ薬局	平成23年9月1日
青山歯科医院	同 市花屋敷 2-5-14	青 山 康大郎	同 年10月1日
近畿調剤モザイクボックス 薬局	同 市栄町11―1 モザイクボックス3F	近畿調剤株式会社	同 年11月1日
藹診療所	三田市寺村町4239—1	医療法人社団敬命会	同

兵庫県告示第1304号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

^^^^^^

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
医療法人なかにし こどもクリニック	明石市西明石北町1-3- 20	医療機関名 称	医療法人社団克美 会かなざわ小児科	医療法人なかにし こどもクリニック	平成23年10月19日
なの花薬局やしろ 店	加東市藤田944—26	同上	ピア薬局	なの花薬局やしろ 店	同 月1日

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
浅田クリニック	明石市上の丸3-10-2	浅 田 進	平成23年10月31日
平瀨歯科医院	伊丹市中央1-3-1	平瀬嘉治	同 年8月31日
石川医院	加古川市加古川町寺家町12	石 川 正 雄	同 年9月10日

べにや薬局	宝塚市売布2-5-1	株式会社宝塚べにや	同 年4月18日
ヤクエイ多田調剤薬局	川西市多田桜木 2 — 3 — 28 リバーサイド 岡田ビル1 F	株式会社ヤクエイ	同 年8月31日
よつば薬局	小野市敷地町1382—246	有限会社四葉	同 月30日
渡辺医院	篠山市東新町80	渡 辺 昇	平成23年9月30日

兵庫県告示第1305号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

^^^^^

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
明石やすらぎの里	明石市魚住町中尾605—1	ケアサービス栄株式会 社	訪問介護、通所介護、 介護予防訪問介護、 介護予防通所介護	平成23年11月1日
レインボースマイル	同 市朝霧町 3 —112—101	株式会社レインボーレ インボー	訪問介護、介護予防 訪問介護	同
ヒューマンライフケア 明石の湯	同 市材木町11―20 メゾン ラメール1F	ヒューマンライフケア 株式会社	通所介護、介護予防 通所介護	同
居宅介護支援洲本伊月 病院	洲本市桑間428	医療法人いちえ会	居宅介護支援	平成23年10月25日
凛訪問看護ステーショ ン	芦屋市打出小槌町 5 —10— 102	株式会社凛	訪問看護、介護予防 訪問看護	同 年9月15日
エビス・リハビリデイ サービス	同 市海洋町12-3	株式会社エビススポー ツマッサージ	通所介護、介護予防 通所介護	同 年11月1日
のとはら歯科医院芦屋 診療所	同 市公光町11―7 倉内ビ ル2F	能登原 靖 宏	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同
南ぐろ~りあ	伊丹市南野北1-3-44 南 野ロースヴィラ102	社会福祉法人ヘルプ協 会	居宅介護支援	同
ヘルパーステーション ちえのわ	同 市安堂寺町 4 —206	株式会社地域の輪知恵の輪	訪問介護、介護予防 訪問介護	同
ウェルフェアー千僧居 宅介護支援事業所	同 市千僧 5 —139	ウェルフェアー株式会 社	居宅介護支援	同
陽だまりの家	加古川市平岡町土山423—17	社会福祉法人太子福祉会	短期入所生活介護、 介護予防短期入所生 活介護	平成23年10月15日
同上	同上	同上	小規模多機能型居宅 介護、介護予防小規 模多機能型居宅介護	同
同上	同上	同上	地域密着型介護老人 福祉施設	同
アースサポート加古川	加古川市加古川町栗津253— 9	アースサポート株式会社	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成23年11月1日

デザインワークス	宝塚市寿町8一19	デザインワークス株式 会社	福祉用具貸与、特定 福祉用具販売、介護 予防福祉用具貸与、 介護予防特定福祉用 具販売	同 年10月1日	
訪問介護事業所福井の 家	同 市小林3-9-16	特定非営利活動法人ら ぽーる	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 月7日	
中山ちどりヘルパース テーション	同 市中山桜台1-7-1	社会福祉法人晋栄福祉 会	夜間対応型訪問介護	平成23年11月1日	
小規模多機能ホーム中 山ちどり	同上	同上	小規模多機能型居宅 介護、介護予防小規 模多機能型居宅介護	同	
デイサービスセンター そらりお清和台	川西市清和台東3-1-8	株式会社スズナリア	通所介護、介護予防 通所介護	平成23年7月1日	
近畿調剤モザイクボッ クス薬局	同 市栄町11―1 モザイク ボックス3F	近畿調剤株式会社	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同 年11月1日	
居宅介護支援センター みなと	小野市敷地町596—1	株式会社進藤ライフデ ザイン	居宅介護支援	同 月10日	
藹診療所	三田市寺村町4239— 1	訪問看護、訪問リハ ビリテーション、居 宅療養管理指導、通 所リハビリテーショ ン、介護予防訪問看 護、介護予防訪問リ ハビリテーション、 介護予防居宅療養管 理指導、介護予防通 所リハビリテーショ		同 月1日	
デイサービスセンター 賛 生堂	揖保郡太子町佐用岡12-1 富医会健康福祉会館1F	株式会社愛中道社	通所介護、介護予防 通所介護	同	
グループホームありが とう	美方郡新温泉町七釜329—1	有限会社富士建設	認知症対応型共同生活介護、介護予防認 知症対応型共同生活 介護	平成23年10月28日	

兵庫県告示第1306号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止及び休止の届出があった。

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
デイサービスセンター 悠々倶楽部明石「やす らぎの里」	明石市魚住町中尾605—1 パティオ明石	株式会社ジェイオープ ランニング	通所介護、介護予防 通所介護	平成23年10月27日
デザインワークス 宝塚市口谷西 2 — 4 — 1 坂 上文化		デザインワークス株式 会社	福祉用具貸与、特定 福祉用具販売、介護 予防福祉用具貸与、 介護予防特定福祉用 具販売	平成22年5月14日

			_			_	
訪問介護事業所福井の 家	同	市福井町19—5	特定非営利活動法人ら ぽーる	訪問介護、 訪問介護	介護予防	平成23年10月6日	

2 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	休止年月日
曽野医院	加東市東古瀬20—1	医療法人社団曽野医院	通所リハビリテーション、居宅介護支援、 介護予防通所リハビ リテーション	平成20年12月1日

兵庫県告示第1307号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

	施術者		施術者 施術所名称		所在地	指定年月日
枝	Ш	淳		朝霧整骨院鍼灸院	明石市大蔵谷東山488—13	平成23年10月3日
岡	本	陽	平	同 上	同 上	同
倉	内	幸		マーレ・鍼灸マッサージ	宝塚市光明町2-5-501	平成23年10月1日
辻	田	延	夫	同 上	同上	同
森	田	_	也	同 上	同 上	同
横	Щ	雅	啓	(往診のみ)	三木市本町2-15-17	平成23年11月11日
後	藤	竜	_	三田ふく整骨院	三田市下相野393—8	同 年9月1日

兵庫県告示第1308号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
後藤竜一	あおぞら接骨院	三田市大畑369—1	平成23年8月31日

兵庫県告示第1309号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

大日川土地改良区

退任役員

役員の区分 氏 名 住 所

理 事 乙 井 勝 次 南あわじ市賀集野田509番地1

兵庫県告示第1310号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

^^^^^

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所 小野市中谷町字宮ノ内200の4
- 2 保安林として指定された目的 風致の保存
- 3 解除の理由道路用地とするため

兵庫県告示第1311号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

^^^^^

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除予定保安林の所在場所

宍粟市一宮町福知字田ノ小屋1757の2 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林 水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1312号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市大屋町大屋市場字宮ノ谷36、36の1、37

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝

来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1313号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

^^^^^

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 朝来市和田山町竹ノ内字滝谷16から25まで、29の1、32の3
- 2 指定の目的

十砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字滝谷16・17・19 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第1314号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 朝来市佐囊字老中山259
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字老中山259 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第1315号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 宍粟市一宮町河原田字石飛920の7から920の11まで、920の22
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字石飛920の10・920の22 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第1316号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所 宍粟市一宮町横山字水舟458の7
 - 八米川 百門傾田于小川400077
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字水舟458の7 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第1317号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する 予定である旨の通知があった。

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
 - 宍粟市一宮町福知字田ノ小屋1757の2 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林 水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第1318号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 美方郡香美町村岡区耀山字松尾平565、566
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第1319号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 美方郡香美町村岡区市原字シゝクレ302、303の1、303の3
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1320号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 美方郡香美町村岡区日影字東山大ビライ216、218、218の1から218の3まで、218の5
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第1321号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 美方郡香美町村岡区日影字北谷213
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1322号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(地籍調査事業実施に伴う2級及び4級基準点の設置)

2 作業期間

平成23年12月10日から平成24年3月20日まで

3 作業地域

三田市南が丘2丁目地内

兵庫県告示第1323号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

篠山市

- 2 都市計画事業の種類及び名称 篠山都市計画下水道事業篠山市公共下水道
- 3 事業施行期間

変更前 昭和51年3月16日から平成26年3月31日まで 変更後 昭和51年3月16日から平成30年3月31日まで

- 4 事業地
 - (l) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

兵庫県告示第1324号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

^^^^^

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	氏	2	名	,]	住所
理事長	上	田	秀	雄	赤穂市浜市298番地1
副理事長	大	田		曻	同 市浜市451番地
理 事	明	石	元	秀	同 市加里屋3205番地3
同	久	保	利	幸	同 市浜市596番地1
同	寺	下		勉	同 市浜市446番地2
同	前	田	恒	雄	同 市浜市270番地2
同	三	上	明	子	同 市浜市213番地5
同	三	上	英	明	同 市浜市40番地1

兵庫県告示第1325号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、加東市天神東掎鹿谷土地区画整理組合の事業計画の変更を平成23年12月6日に認可した。

^^^^

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地 売払物件

物件 番号	所 在 地	面積(m²)	地目

26	神戸市長田区大塚町九丁目6番5	151. 33	宅 地
27	神戸市北区緑町四丁目1番1	1, 700. 86	宅 地
28	姫路市飾西台5番13	255. 72	宅 地
29	姫路市飾西台5番14	255. 72	宅 地
30	養父市八鹿町八鹿字沖田1393番1	232. 68	宅 地
31	朝来市山東町末歳字仲田603番2	221.75	宅 地
32	丹波市柏原町北中字西ノ下534番1ほか	590.70	宅 地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは 不正の利益を得るために連合した者
- イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 兵庫県暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に 規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようと する者
- (II) 破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号) に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室

- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
 - (1) 配布場所及び申込場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室

(2) 配布期間及び申込期間

平成23年12月20日 (火) から平成24年1月31日 (火) まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

- 5 入札の場所及び日時
 - (1) 物件番号26及び27
 - ア場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成24年2月9日(木) 午後1時30分から

(2) 物件番号28及び29

ア場所

姫路市北条1番98号

姫路総合庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成24年2月13日(月) 午前11時から

(3) 物件番号30及び31

ア場所

朝来市和田山町東谷213番96

和田山庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イー日時

平成24年2月14日 (火) 午前11時30分から

(4) 物件番号32

ア場所

丹波市柏原町柏原688番

柏原総合庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成24年2月16日(木) 午後2時から

- 6 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
 - (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 7 入札に関する条件
 - (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理して した入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
 - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室

電話 (078) 341-7711 内線 2550 · 2551

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成23年12月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市奥池町1番171

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市中央区瓦町1丁目7番7号

レイズ不動産株式会社 代表取締役 岸 本 裕 三

3 許可年月日及び許可番号

平成23年9月2日

兵庫県指令神南(西十)(建)第1-2号(23芦屋)

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

^^^^^

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月20日

淡路県民局長 藤 原 道 生

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 テックランド洲本店

所在地 洲本市納字トカリ268番1ほか

- 2 同法第8条第1項の規定により洲本市から聴取した意見の概要 各種行事を実施する地域団体等や商工団体への参加・協力を望む。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成23年12月20日から1月間

······

落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年12月20日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - DNA塩基配列決定装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地 兵庫県立大学播磨光都キャンパス事務部総務課 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日

平成23年12月1日

4 落札者の名称及び住所

和研薬株式会社 京都市左京区一乗寺西水干町17番地

5 落札金額

12,786,900円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

平成23年11月8日

病院局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 平成23年12月20日

> 兵庫県病院事業 契約担当者 兵庫県立尼崎病院長 藤 原 久 義

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

電子カルテ用ネットワーク機器及びノート端末機 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成24年3月30日(金)

⑷ 納入場所

県立尼崎病院 尼崎市東大物町1-1-1

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿 に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定され た者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第26号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒660-0828 尼崎市東大物町1-1-1

県立尼崎病院総務部経理課

電話 (06) 6482-1521

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間 平成23年12月20日(火)から平成24年1月4日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫 県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

③ 入札参加申込書の受付期間

平成23年12月20日 (火) から平成24年1月4日 (水) まで(兵庫県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成24年1月31日(火)午後2時 県立尼崎病院2階 第1会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成24年1月30日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年1月27日 (金)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする 入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社の間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成24年1月4日(水)午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。
 - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ た場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成24年2月7日(火))まであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
 - ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
 - サ 落札金額が200万円 (消費税込) を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を 落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
 - (1) Name and title of head of the procuring entity:
 - Dr. Fujiwara, Director of Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital
 - (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
 Network Security System, Renewal of Hospital Networks and Client Notebook Computer 1set

- (3) Delivery period: March 30, 2012
- (4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 4, 2012

(6) Deadline for tender:

17:00 January 30, 2012 by mail

14:00 January 31, 2012 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital

1-1-1 Higashidaimotsu-cho, Amagasaki, Hyogo 660-0828

TEL (06) 6482-1521

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 平成23年12月20日

兵庫県病院事業 契約担当者 兵庫県立こども病院長 丸 尾 猛

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

生体情報監視装置 一式 ② 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

③ 納入期限

平成24年3月30日 (金)

⑷ 納入場所

県立こども病院 神戸市須磨区高倉台1-1-1

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名 簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該 調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績がある者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒654-0081 神戸市須磨区高倉台1-1-1 県立こども病院総務部経理課

電話 (078) 732-6961

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年12月20日 (火) から平成24年1月4日 (水) まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成23年12月20日 (火) から平成24年1月4日 (水) まで(兵庫県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成24年1月31日 (火) 午前10時 県立こども病院 研修室C

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成24年1月30日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年1月30日 (月)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成24年1月4日(水)午後4時までに上記3(1)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ た場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成24年2月7日(火))まであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者
- サ 落札金額が200万円 (消費税込) を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を 落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
 - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Maruo, Director of Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Vital Sign Monitoring System 1set

- (3) Delivery period: March 30, 2012
- (4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 4, 2012

(6) Deadline for tender:

17:00 January 30, 2012 by mail

10:00 January 31, 2012 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

1-1-1 Takakura-dai, Suma-ku, Kobe, Hyogo 654-0081

TEL (078) 732-6961

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第65号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成23年12月20日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

兵庫県瀬戸内海海区

2, 594 303

但 馬 海 区

兵庫県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6

分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。 平成23年12月20日

> 兵庫県選挙管理委員会 委員長 村 上 寿 浩

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 91,097

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 825,807

^^^^^^

兵庫県選挙管理委員会告示第67号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。)は、次のとおりである。

平成23年12月20日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 村 上 寿 浩

		安貝天	个	上	寿	冶
(選 挙 区 名)	【選挙区における選挙権を有する 者の総数の3分の1等の数					
神戸市東灘区	55, 716					
神戸市灘区	35, 013					
神戸市中央区	33, 020					
神戸市兵庫区	30, 381					
神 戸 市 北 区	61, 515					
神戸市長田区	27, 613					
神戸市須磨区	45, 850					
神戸市垂水区	61, 152					
神 戸 市 西 区	66, 060					
姫 路 市	137, 872					
尼崎市	127, 218					
明石市	79, 335					
西 宮 市	126, 786					
洲本市	13, 314					
芦 屋 市	26, 029					
伊 丹 市	52, 966					
相生市	8, 691					
豊 岡 市	23, 845					
加 古 川 市	72, 196					
たつの市及び揖保郡	30, 783					
赤穂市及び赤穂郡	18, 511					
西脇市及び多可郡	18, 109					
宝 塚 市	62, 038					
三 木 市	22, 392					
高 砂 市	25, 520					
川西市及び川辺郡	52, 144					
小 野 市	13, 224					
三 田 市	30, 213					
加 西 市	12, 864					
篠 山 市	12, 172					
養 父 市	7, 473					
丹 波 市	18, 713					

南	あ	わ	じ	市	14, 156
朝		来		市	9, 172
淡		路		市	13, 489
宍		粟		市	11, 594
加		東		市	10, 646
加		古		郡	17, 793
神		崎		郡	12, 410
佐		用		郡	5, 519
美		方		郡	10, 246

内水面漁場管理委員会公告

兵内漁委指示第61号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成23年11月30日に次の とおり指示した。

平成23年12月20日

兵庫県内水面漁場管理委員会 会長 秋 武 宏

- 1 指示内容
 - (1) 持ち出し放流の禁止

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面に おいては、採捕したコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)を持ち出し他の水域に放流してはな らない。

(2) 持ち込みの制限等

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に おいては、次のことを遵守すること。ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。

ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

- (7) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。
- (4) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。
- イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

平成24年1月1日から同年12月31日まで

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第531号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成23年12月20日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「施設警備業務」という。)

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成24年2月6日(月)から同月14日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の7日間

イ 追加取得講習

平成24年2月9日(木)から同月14日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、2月14日(火)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第 4条に規定する1級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)の合格証明書 の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1 年以上施設警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)の合格証の交付を受けている者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」 という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1 年以上施設警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、 継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者
- オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
- 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成24年1月5日(木)から同月19日(木)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)

- 6 申込時の提出書類
 - (1) 新規取得講習を受講しようとする者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
 - イ 次に掲げるいずれかの書面
 - (7) 前記3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (イ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
 - (f) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

- (I) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- (t) 前記3の(1)の才に該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習を受講しようとする者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
 - イ 指導教育責任者資格者証等の写し
 - ウ 次に掲げるいずれかの書面
 - (7) 前記3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
 - (f) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - 回 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
 - (t) 前記3の(2)の才に該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書 (警備業法令集等)

- 9 その他
 - (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
 - (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
 - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
 - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
 - (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫 県警備業協会において配布する。
- 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階 社団法人兵庫県警備業協会

- 11 間合せ先
 - (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - ② 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

(3) 社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166

兵庫県公安委員会告示第532号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)について、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定により、次のとおり公示する。

^^^^^

平成23年12月20日

兵庫県公安委員会 委員長 下 村 俊 子

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)、技能検定員審査(挙引)、技能検定員審査(大型二種)、

技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

2 技能検定員審査の期日

平成24年2月4日(土)

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

- 4 技能検定員審査の申請手続
 - (1) 提出書類
 - ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成23年12月20日(火)から同月22日(木)までの午前9時から午後5時までの間に 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

- イ 技能検定員審査 (大型)、技能検定員審査 (中型)、技能検定員審査 (普通)、技能検定員審査 (大特)、 技能検定員審査 (大自二)、技能検定員審査 (普自二) 又は技能検定員審査 (牽引) を受けようとする 者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免 許証
- ウ 技能検定員審査 (大型二種) を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技 能検定員資格者証 (大型)
- エ 技能検定員審査(中型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免 許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(中型)
- オ 技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許 又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(普通)
- カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類
- (2) 提出期間

平成23年12月20日(火)から同月22日(木)までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

⑷ 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成23年12月22日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (5) 審査手数料
 - ア 技能検定員審査 (大型) 又は技能検定員審査 (中型) を受けようとする者にあっては24,700円、技能 検定員審査 (普通) を受けようとする者にあっては20,500円、技能検定員審査 (大特)、技能検定員審査 (大自二)、技能検定員審査 (普自二) 又は技能検定員審査 (牽引) を受けようとする者にあっては14,100 円、技能検定員審査 (大型二種)、技能検定員審査 (中型二種) 又は技能検定員審査 (普通二種) を受け ようとする者にあっては22,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審 査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例 (平成12年兵庫県条例第38号) 別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成24年3月1日(木)午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628

^^^^^

兵庫県公安委員会告示第533号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)について、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年12月20日

兵庫県公安委員会 委員長 下 村 俊 子

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)、教習指導員審査(牽引)、教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)

- 2 教習指導員審査の期日
 - 平成24年2月4日(土)
- 3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

- 4 教習指導員審査の申請手続
 - (1) 提出書類
 - ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成23年12月20日 (火) から同月22日 (木) までの午前9時から午後5時までの間に 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

- イ 教習指導員審査 (大型)、教習指導員審査 (中型)、教習指導員審査 (普通)、教習指導員審査 (大特)、 教習指導員審査 (大自二)、教習指導員審査 (普自二) 又は教習指導員審査 (牽引) を受けようとする 者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免 許証
- ウ 教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教 習指導員資格者証(大型)
- エ 教習指導員審査(中型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免 許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証(中型)
- オ 教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許 又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証(普通)
- カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類
- (2) 提出期間

平成23年12月20日 (火) から同月22日 (木) までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

⑷ 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成23年12月22日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (5) 審査手数料
 - ア 教習指導員審査 (大型) 又は教習指導員審査 (中型) を受けようとする者にあっては15,650円、教習 指導員審査 (普通) を受けようとする者にあっては12,150円、教習指導員審査 (大特)、教習指導員審 査 (大自二)、教習指導員審査 (普自二) 又は教習指導員審査 (牽引) を受けようとする者にあっては 9,500円、教習指導員審査 (大型二種)、教習指導員審査 (中型二種) 又は教習指導員審査 (普通二種) を受けようとする者にあっては13,300円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただ し、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例 (平成12年兵庫県条例第38 号) 別表7の部備考5から7までの規定による額とする。
 - イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成24年3月1日(木)午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628